

長与町スポーツ協会会員登録等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長与町スポーツ協会(以下「本会」という。)の組織及び活動の強化を図ることを目的とし、本会規約第5条第1項及び第18条第2項に基づき定める。

(会員登録)

第2条 本会員の登録は、次のとおりとする。

- (1) 個人登録は、競技スポーツ等団体(以下「単位協会」という。)を通じて本会に登録する。
- (2) 個人登録の区分は、一般(成人・未成年)及び小・中学生とする。
- (3) 単位協会は、個人登録希望者を取りまとめ、単位協会として本会に登録する。
- (4) 単位協会の構成員は、10人以上とする。なお、構成員10人未満は、単位協会として本会に加入できないこととする。
- (5) 本会登録の対象者は、町内居住者及び町内に勤務する者とする。なお、町外者の扱いは、単位協会にて対処することとする。
- (6) 本会員登録は、毎年5月10日現在の単位協会員で、5月末日までに登録する。なお、登録にあたっては、登録者氏名等一覧を「別紙」様式により作成し、本会事務局に提出することとする。

(会費)

第3条 本会員登録に伴う会費等は、次のとおりとする。

- (1) 会費は、年会費とし、個人は300円、単位協会は10,000円とする。
- (2) 会費は、単位協会が徴収し、毎年6月末日までに本会事務局に納入する。
- (3) 複数の単位協会登録者は、各単位協会に会費を納入する。
- (4) 納入された会費は、返還しない。

(単位協会助成)

第4条 単位協会強化のための助成等は、別に定める。

(広報)

第5条 本会及び単位協会の大会開催等にあたっては、本会ホームページや長与町の広報等を活用し、町民への広報に務めることとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。
令和3年4月1日から一部改正施行する。